

○ 消防法施行規則第12条第1項第8号ハに規定する火災予防上必要があると認める防火対象物の指定

(令和2年1月31日消防告示第13号)

消防法施行規則(昭和36年4月自治省令第6号)第12条第1項第8号ハの規定に基づき、火災予防上必要があると認める防火対象物を次のとおり指定する。

- 1 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第7条第2項第3号から第8号に掲げる消火設備(移動式のものを除く。以下「スプリンクラー設備等」という。)と放送設備が併設されている防火対象物のうち、地階を除く階数が11階以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物
- 2 スプリンクラー設備等と放送設備が併設されている防火対象物のうち、地階を除く階数が5階以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上の特定防火対象物
- 3 スプリンクラー設備等と放送設備が併設されている防火対象物のうち、地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分については、この告示の規定は、適用しない。